

証券コード 1967
2021年5月26日

株 主 各 位

群馬県前橋市古市町118番地
株 式 会 社 ヤ マ ト
代表取締役社長執行役員 町 田 豊

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本年株主総会につきましても、昨年同様適切な感染防止策を講じた上で開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、株主様の健康と安全を最優先と考え、極力事前の書面による議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月14日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月15日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 群馬県前橋市古市町118番地 当社 本社2階 会議室

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第76期（2020年3月21日から2021年3月20日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第76期（2020年3月21日から2021年3月20日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件

以 上

[ご案内] 事業説明会について

株主総会終了後に行っております事業説明会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年も中止とさせていただきますが、株主様のご希望により、後日機会を設けさせていただきますと考えております。

- ◎ 本年も株主総会後のお土産の配布は接触感染リスク削減のため中止とさせていただきます。
◎ ご出席の株主の皆様には株主総会会場内にてマスク着用、手指消毒等をお願いいたします。
なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合または株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト(<https://www.yamato-se.co.jp>)においてお知らせいたします。
◎ 当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事 業 報 告

(2020年3月21日から
2021年3月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるなか、企業収益は総じて持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられるなど、今後の景気動向については先行き不透明な状況が続いています。

建設業界においては、公共投資は関連予算の執行により堅調に推移する一方、民間設備投資は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として慎重な動きが続いています。また、技能労働者の高齢化による生産能力への影響、生産システム改革の遅れが長期化してきており、当社グループを取り巻く経営環境の先行きは依然として楽観できない状況にあります。

このような経営環境のもと、当社グループは総力をあげて当社グループの独自の技術・商品を活用したビジネスモデルにより市場に寄り添った営業活動、デジタル技術を活用した生産システムの改革等、業態変革を図ってきました。この結果、当連結会計年度の受注工事高は前連結会計年度比10.2%減の447億2千3百万円、完成工事高は前連結会計年度比15.0%減の437億6千7百万円、翌連結会計年度への繰越工事高は前連結会計年度末比3.2%増の312億1千8百万円となりました。

利益面では、営業利益は前連結会計年度比15.3%減の30億8千1百万円、経常利益は前連結会計年度比12.4%減の33億6千9百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比4.6%減の22億8千8百万円となりました。

工事別概況は次のとおりであります。

〔建築・土木〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比25.9%増の24億1千8百万円、完成工事高は、前連結会計年度比19.4%減の18億6千5百万円となりました。

〔空調・衛生〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比15.1%減の272億7千4百万円、完成工事高は、前連結会計年度比15.9%減の299億9千6百万円となりました。

〔電気・通信〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比26.9%減の48億3千1百万円、完成工事高は、前連結会計年度比23.1%減の54億1千8百万円となりました。

〔水処理プラント〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比15.4%増の77億5千8百万円、完成工事高は、前連結会計年度比16.7%増の47億2千3百万円となりました。

〔冷凍・冷蔵〕

当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比0.2%増の24億3千9百万円、完成工事高は、前連結会計年度比26.7%減の17億6千2百万円となりました。

なお、工事別の受注工事高、完成工事高および繰越工事高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分 (工 事 別)	前 期 繰 越 工 事 高	当 期 受 注 工 事 高	当 期 完 成 工 事 高	次 期 繰 越 工 事 高
建 築 ・ 土 木	746	2,418	1,865	1,299
空 調 ・ 衛 生	20,940	27,274	29,996	18,219
電 気 ・ 通 信	3,574	4,831	5,418	2,986
水 処 理 プ ラ ン ト	4,791	7,758	4,723	7,826
冷 凍 ・ 冷 蔵	208	2,439	1,762	886
計	30,262	44,723	43,767	31,218

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は6億5千7百万円であり、その主なものは、本社プロダクトセンター建設に係る支出であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済の見通しについては、新型コロナウイルス感染症の影響による社会・経済活動の抑制が継続するなか、予断を許さない状況が続くものと予想されます。各種政策の効果や海外経済の改善により持ち直しの動きも期待されますが、感染の動向が国内外の経済に与える影響については十分な注意が必要と思われます。

建設業界においては、関連予算の執行により堅調に推移する公共投資の増加に加え、民間設備投資においても、企業収益が改善するもとの、緩和的な金融環境や政府の経済対策にも支えられて、機械投資やデジタル関連投資を中心に増加することが期待されるものの、資機材価格の上昇は続くものとみられ、また、技能労働者の高齢化や現場労働者数の減少は建設業における喫緊の課題であり、今後はデジタル技術を活用した、より生産効率を高めた生産システムの構築が進むものと思われます。

このような状況の中で、当社グループは業態変革を図ることによって顧客満足を創造し、お客様にもとサービスを融合した建設製品を提供することで、当社グループの競争力を高めていく所存です。具体的には、受注から施工・メンテナンスに至る各段階の収益構造の見直し、品質方針や環境方針、コンプライアンスの実践、デジタル技術を活用した業務の効率化および企画提案によるお客様価値の向上、また、当社グループの独自の技術・商品の拡販等の諸施策を積極的に推進し、収益基盤の強化と業務プロセスの改善、経費の節減を図り、安定した受注高の確保と利益の確保に取り組んでいく所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

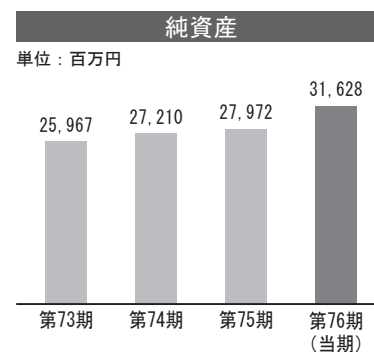
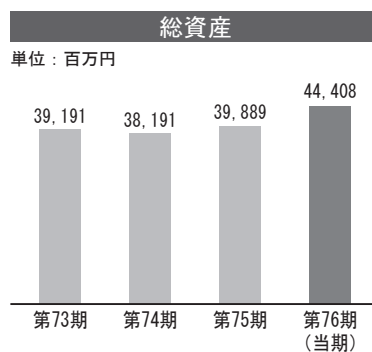
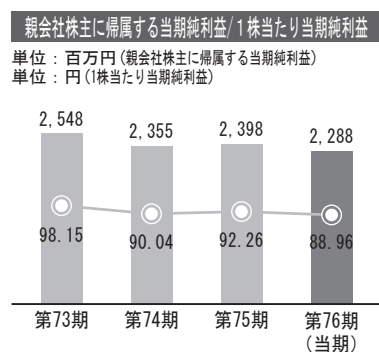
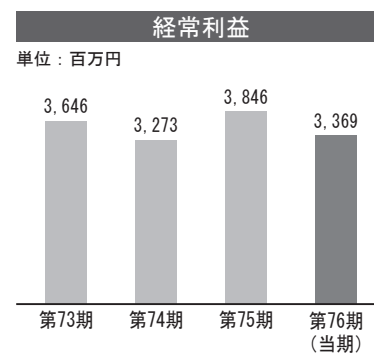
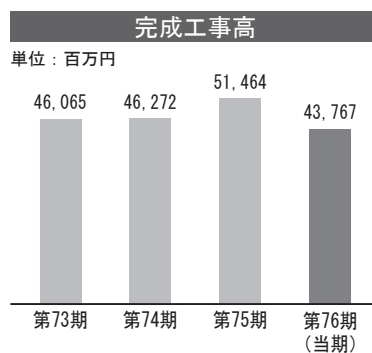
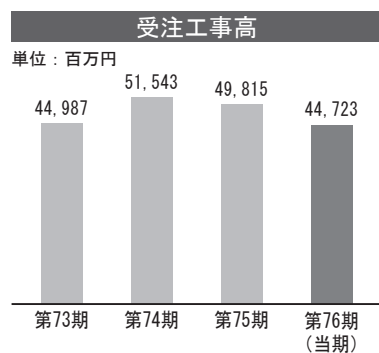
該当事項はありません。

(9) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 73 期 (2018年3月期)	第 74 期 (2019年3月期)	第 75 期 (2020年3月期)	第76期 (2021年3月期) (当連結会計年度)
受 注 工 事 高	44,987	51,543	49,815	44,723
完 成 工 事 高	46,065	46,272	51,464	43,767
経 常 利 益	3,646	3,273	3,846	3,369
親会社株主に帰属する当期純利益	2,548	2,355	2,398	2,288
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	98.15 ^{円 銭}	90.04 ^{円 銭}	92.26 ^{円 銭}	88.96 ^{円 銭}
総 資 産	39,191	38,191	39,889	44,408
純 資 産	25,967	27,210	27,972	31,628

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を、第75期の期首から適用しており、第74期の総資産の金額については、遡及適用後の数値を記載しております。



(10) 主要な事業内容

当社グループは、建設業法により特定建設業者、一般建設業者として国土交通大臣許可を受け、建築・土木、空調・衛生、電気・通信、水処理プラント、冷凍・冷蔵に関する工事の設計・監理および施工ならびに、これらに関連する事業を行っております。また、大和メンテナンス株式会社および株式会社埼玉ヤマトは、当社が施工しております上記各種工事に関わる修理工事、維持管理業務の一部を施工しております。株式会社ヤマト・イズミテクノスは、当社から独立した営業による電気設備工事の設計・監理および施工と当社が施工しております上記各種工事に関わる電気設備工事の一部を施工しております。また、大和ビジネスサービス株式会社は、当社の事務処理業務を受託しております。箱島湧水発電PFI株式会社は、水力発電装置の維持管理業務と水力発電による電力の売却業務を事業としております。株式会社大塚製作所は、鉄骨の設計・加工・建築施工をしております。株式会社テンダーは、内装工事を施工しております。株式会社サイエイヤマトは、当社から独立した営業による空調衛生設備工事の設計、施工、保守、点検と当社が施工しております上記各種工事に関わる保守、点検の一部を施工しております。株式会社ロードステーション前橋上武は、前橋市新設道の駅の企画、設計および建設、運營業務を事業としております。

(11) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本 社	群 馬 県 前 橋 市
東 京 支 店	東 京 都 台 東 区
埼 玉 支 店	埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 槻 区
栃 木 支 店	栃 木 県 宇 都 宮 市
横 浜 支 店	神 奈 川 県 横 浜 市 西 区
千 葉 支 店	千 葉 県 千 葉 市 中 央 区
高 崎 支 店	群 馬 県 高 崎 市
東 北 支 店	宮 城 県 大 崎 市
朝 倉 工 場	群 馬 県 前 橋 市
大和メンテナンス株式会社	群 馬 県 前 橋 市
株式会社埼玉ヤマト	埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 槻 区
株式会社ヤマト・イズミテクノス	埼 玉 県 ふ じ み 野 市
大和ビジネスサービス株式会社	群 馬 県 前 橋 市
箱島湧水発電PFI株式会社	群 馬 県 前 橋 市
株式会社大塚製作所	群 馬 県 前 橋 市
株式会社テンダー	群 馬 県 前 橋 市
株式会社サイエイヤマト	埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 槻 区
株式会社ロードステーション前橋上武	群 馬 県 前 橋 市

(12) 従業員の状況

従業員数	(前連結会計年度末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
926名	(21名 増)	43.1 歳	15.0 年

(注) 平均年齢および平均勤続年数は、いずれも小数点第2位以下を切り捨てて表示してあります。

(13) 重要な子会社の状況

(単位：百万円)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
大和メンテナンス株式会社	30	100 %	当社施工工事等に関わる修理工事・維持管理業務
株式会社埼玉ヤマト	30	100	当社施工工事等に関わる修理工事・維持管理業務
株式会社ヤマト・イズミテクノス	30	100	電気設備工事の設計、監理、施工
大和ビジネスサービス株式会社	10	100	当社事務処理に関わる業務の受託
箱島湧水発電PFI株式会社	20	100	水力発電装置の維持管理業務と水力発電による電力の売却事業
株式会社大塚製作所	20	100	鉄骨の設計・加工・建築施工
株式会社テNDER	25	100	内装工事業
株式会社サイエイヤマト	20	100	空調衛生設備工事の設計、施工、保守、点検
株式会社ロードステーション前橋上武	100	60	前橋市新設道の駅の企画、設計及び建設、運営業務

(注) 当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載の9社であります。

(14) 主要な借入先

①当社グループの借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社群馬銀行	1億7千2百万円
株式会社民間資金等活用事業推進機構	1億7千2百万円

②当社の借入先の状況

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,655,680株（自己株式 1,271,972株を除く）
- (3) 株主数 3,973名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ヤマト社員持株会	1,566 ^{千株}	6.10 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,336	5.21
株式会社群馬銀行	1,251	4.87
株式会社東和銀行	1,219	4.75
高砂熱学工業株式会社	1,010	3.93
株式会社三晃空調	1,000	3.89
みどり共栄会	875	3.41
株式会社第四北越銀行	874	3.40
損害保険ジャパン株式会社	751	2.92
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	649	2.53

(注) 1. 持株比率は、自己株式（1,271,972株）を控除して計算しております。
2. 持株比率のパーセントは、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	新 井 孝 雄	生産システム開発担当 株式会社埼玉ヤマト 取締役 箱島湧水発電PFI株式会 社代表取締役社長 大和ビジネスサービス株式 会代表取締役社長 株式会社大塚製作所 代表取締役社長
代表取締役社長執行役員	町 田 豊	業務執行最高責任者 株式会社埼玉ヤマト 代表取締役社長 株式会社サイエイヤマト 代表取締役社長 株式会社テンダ 代表取締役社長 株式会社ロードステーション 前橋上武 代表取締役社長
取締役専務執行役員	吉 井 誠	事業本部長、兼購買部担当
取締役常務執行役員	片 沼 聡	冷熱部担当 株式会社ヤマト・イズミテ クノ 代表取締役社長
取締役常務執行役員	北 村 誠	横浜支店長、兼東京支店・千葉支店担当
取締役執行役員	齋 藤 利 明	温浴事業部長
取締役執行役員	藤 井 政 宏	管理本部長
取締役執行役員	鳥 居 博 恭	企画推進部長
取 締 役	石 田 哲 博	株式会社エフエム群馬取締役会長
取 締 役	河 本 榮 一	河本工業株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	横 堀 元 久	
監 査 役	石 田 修	株式会社横浜スタジオム監査役
監 査 役	金 井 祐 二	ぐんぎん証券株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 石田 哲博氏および取締役 河本 榮一氏は社外取締役であります。
2. 監査役 石田 修氏および監査役 金井 祐二氏は社外監査役であります。
3. 当事業年度における監査役の変動は次のとおりです。
・2020年6月16日開催の第75回定時株主総会において金井 祐二氏が新たに社外監査役に選任され、就任いたしました。
・監査役 高井 研一氏は、2020年6月16日に任期満了により退任いたしました。
4. 監査役 石田 修氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 金井 祐二氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外取締役 石田 哲博氏、社外取締役 河本 榮一氏および社外監査役 石田 修氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の役員報酬等の総額

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	151	133	—	18	8
監査役 (社外監査役を除く)	9	9	—	—	1
社外取締役	6	6	—	0	2
社外監査役	5	5	—	—	3

- (注) 1. 上記社外監査役の支給人員には、2020年6月16日開催の第75回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
 2. 上記報酬等の額のほか、2017年6月15日開催の第72回定時株主総会決議に基づき、監査役の退職慰労金を退任監査役1名に対して0百万円（うち社外監査役1名0百万円）支給しております。
 3. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人給与相当額（賞与を含む。）は93百万円であります。
 4. 連結報酬等の総額が1億円以上ある者が存在しないため、役員ごとの連結報酬等の総額は、記載しておりません。

② 役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの当該株主総会の決議年月日および当該決議の内容

取締役の報酬等の総額は、1993年6月15日開催の第48回定時株主総会において、年額2億5,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。また、監査役の報酬等の総額は、1994年6月15日開催の第49回定時株主総会において、年額3,000万円以内として決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。また、役員報酬は年額をもって決定しております。

取締役の退職慰労金については、「取締役の退職慰労金規定」に基づき、引当金を計上しております。また、監査役の退職慰労金については、2017年6月15日開催の第72回定時株主総会において「監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給」を決議しております。

③ 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内かつ「役員の報酬基準」に基づき作成した報酬案を取締役に諮り、報酬案に対して独立社外役員の見解を十分に尊重して決定していることから、その内容は基本方針に沿うものであると判断しております。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持を図り、当社の取締役に求められる役割と責任に応じた報酬水準及び報酬体系になるように設計するものとしております。

2) 当社の取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬は、月額報酬、賞与、退職慰労金で構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、賞与を支給いたしません。具体的な金額については、次のとおり決定しております。

Ⅰ. 月額報酬

「役員の報酬基準」に基づき、役位、職責、在任年数等に応じて地域企業水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定し、支給します。

Ⅱ. 賞与

会社業績に応じて当該取締役の役位や職責等を勘案して決定し、支給します。

Ⅲ. 退職慰労金

「取締役の退職慰労金支給規定」に基づいて決定し、毎年一定額を引き当てて、退任時に一括して支給します。

- ④ 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
当社の取締役の報酬体系は、固定報酬のみであります。

- ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内で、取締役会により一任された代表取締役社長執行役員町田 豊が、取締役会で承認された「役員の報酬基準」に基づき、前事業年度の実績と当該役員の役位等に応じた報酬額を決定しております。また取締役会が、代表取締役社長執行役員町田 豊に委任した理由につきましては、業務執行最高責任者として当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには最も適していると判断していることに拠ります。

- ⑥ 監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内において、監査役の協議で決定しております。また、監査役は監査をそれぞれ適正に行うため、独立性を確保する必要のあることから固定の月額報酬のみ支給します。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役石田哲博氏の兼職先である株式会社エフエム群馬と当社の間には、(仮称)エフエム群馬新社屋新築工事請負契約やラジオ広告等の取引がありますが、他の当社と関係を有しない取引先と同様な取引条件により取引を行っており、重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役河本榮一氏の兼職先である河本工業株式会社と当社の間では、業務及び資本提携契約を締結しており、期中において空調衛生設備工事請負契約の取引がありますが、他の当社と関係を有しない取引先と同様な取引条件により取引を行っており、重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役石田 修氏の兼職先である株式会社横浜スタジアムと当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役金井祐二氏の兼職先であるぐんぎん証券株式会社と当社の間には、期中において金融商品等の取引がありますが、他の当社と関係を有しない取引先と同様な取引条件により取引を行っており、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動の状況
取締役 石田 哲博	当事業年度開催の取締役会11回のうち全てに出席し議案の審議等につき、長年にわたる行政機関での見識を活かし、マスメディアの取締役として経験豊富な経営者の観点から活発に発言を適宜行っております。
取締役 河本 榮一	当事業年度開催の取締役会11回のうち全てに出席し議案の審議等につき、企業の代表取締役社長の立場から、経営者として建設分野の豊富な経験と幅広い見識を活かし活発に発言を適宜行っております。
監査役 石田 修	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち全てに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
監査役 金井 祐二	社外監査役就任後開催の取締役会8回のうち全てに出席し議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、社外監査役就任後開催の監査役会10回のうち全てに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条第5項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(4) 会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約に関する事項

当社は、当社のすべての取締役、監査役を被保険者とした、改正会社法（2021年3月1日施行）第430条の3第1項に規定する会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の主な概要は、以下の通りであります。

- ① 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ② 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ③ 補償地域は日本国内、保険期間は2020年3月28日から1年間であります。
- ④ 当該契約の保険料は、全額当社が負担しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

	支払額
① 当事業年度に係る報酬等の額	31
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	31

(注) 1. 当社監査役会は、会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況を通じて、監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画が当社を取り巻く経営環境の変化を踏まえたものとなっていることを確認した上で、監査報酬の見積額につき、会社法第399条第1項の同意を得ております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性や監査体制等に問題があると認められるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたすと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、法令、定款、社会規範遵守はもとよりコンプライアンス規範、ヤマト行動基準に基づくコンプライアンスの組織体制、規程を整備する。
 - 2) 取締役は、率先してコンプライアンスの充実強化に努め、取締役会の構成員として経営に関する重要事項および業務執行状況を取締役に報告する。
 - 3) 取締役会をコンプライアンスの最高責任機関とし、取締役会より委任を受けたコンプライアンス委員会は、コンプライアンス行動計画の内容、コンプライアンスに関する重要事項を協議・検討する。
 - 4) 総務部にコンプライアンス統括室を置き、コンプライアンスに関する事項を横断的に管理統括する。
 - 5) 内部監査室は、法令、定款および諸規程等への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的として監査を実施する。
 - 6) 役職員が法令違反行為等について直接、報告、相談、通報できるコンプライアンス・ホットラインを設置する。
 - 7) 役職員に対しコンプライアンスの啓発活動、研修を定期的実施し、コンプライアンス遵守の周知徹底を図る。
 - 8) これらの活動は、コンプライアンス委員会を通じ、定期的にと取締役会および監査役会に報告される。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 法令および文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に適正に保存、記録、管理する。
 - 2) 取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - 3) 情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティの維持、向上、ならびに情報資産のリスク防止対策を確立し、その施策を推進する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 取締役、部門長およびグループ会社取締役で構成する業務執行会議においてリスク管理に関する情報を共有し、グループ全体でリスクの把握に努める。
 - 2) 不測の事態に備え冷静かつ適正に対処、解決すべく危機管理規程を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会は、経営方針その他業務執行に関する重要な事項を審議決定する。
 - 2) 取締役会で付議すべき事項、報告事項を具体的に定める取締役会規則に基づいて、取締役会の迅速かつ適切な意思決定を図る。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 経営理念、基本方針をグループ全体に適用し、当社グループすべての役職員に周知徹底する。
 - 2) 内部統制の基本方針に基づき子会社の遵守体制整備の指導および支援を行うとともに、企業集団としてのコンプライアンス体制を構築する。
 - 3) 子会社の事業運営に関する重要事項については、当社取締役会への付議事項、報告事項を定め、加えて事前協議等が行われる体制を構築する。
 - 4) 各子会社は、業績、財務状況については定期的に、その他重要事項はその都度報告する。
 - 5) 内部監査室は、子会社の監査を実施し、子会社の適正な業務執行を監視する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合その期間において、その使用人を置くことができる。
 - 2) 監査役を補助すべき使用人は、その他の業務を兼務しない。
 - 3) 監査役を補助すべき使用人は、取締役の指揮命令を受けない。
- ⑦ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 取締役は、監査役から会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行に関する事項について報告を求められたときは、適切な報告を行う。
 - 2) 役職員は、取締役の職務の遂行に関する不正行為を発見した場合、監査役に報告する。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員全員に周知徹底する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - 1) 監査役がその職務の執行について会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - 2) 監査役がその職務の執行につき調査を行う場合は、役職員、関係部署はこれに協力する。

- 3) 監査役は、会計監査人およびグループ各社の監査役と緊密に連携を保ち、会計監査人から監査結果について報告を受け、監査役相互間で、意見交換、協議を行う。
- 4) 監査役会の重要情報収集ならびに監査機能を確保するため、監査役は取締役会および業務執行会議に出席する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めています。

当事業年度における運用状況の主な概要は、次のとおりです。

- ① 内部統制の基本方針（業務の適正を確保するための体制）の内容の周知
「内部統制の基本方針（業務の適正を確保するための体制）」の趣旨、内容等についてヤマトイントラネットに掲載し、当社グループ全体への周知を図っております。
- ② コンプライアンス
コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス規範、ヤマト行動基準をヤマトイントラネットに掲載し、全役職員が常時閲覧可能な状態にしています。また、四半期毎にコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの行動計画の内容、コンプライアンスに関する重要事項を協議・検討し、コンプライアンス統括室は、推進状況の確認および改善を促進しております。その結果に基づき内部監査室は、第3四半期にコンプライアンス監査を行っております。
役職員に対し、コンプライアンス関連のコラムをヤマトイントラネットに掲載し、啓発活動に努めております。なお、「コンプライアンス・ホットライン」について、コンプライアンス統括室および経営陣から独立した常勤監査役に窓口を設置し、内部通報しやすい環境を整備して運用しております。
- ③ リスク管理体制
不測の事態に備え冷静かつ適正に対処、解決するため危機管理規程に基づいて、リスクの把握を継続的に行っております。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、取締役、部門長およびグループ会社取締役で構成する業務執行会議でリスク管理に関する情報を共有し、グループ全体でリスクの把握に努めています。
- ④ グループ管理体制
毎月開催される業務執行会議でグループ会社の取締役から経営状況等の報告を受け、現況を把握できる体制になっています。また、内部監査室が子会社の監査を定期的実施しています。
- ⑤ 監査役の監査体制
当社の監査役は毎月、監査役会を開催し、情報交換を行い、取締役会、業務執行会議等重要な会議に出席し、監査の実効性の向上を図っています。内部監査室が行った監査結果について、また、コンプライアンス統括室は「コンプライアンス・ホットライン」の通報・相談状況について、監査役に報告を行っております。

連結貸借対照表

(2021年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	26,534,054	流 動 負 債	11,434,854
現金預金	7,228,125	工事未払金	6,190,930
受取手形・完成工事未収入金	15,864,968	1年内返済予定の長期借入金	18,270
有価証券	658,662	未払法人税等	533,160
未成工事支出金等	2,145,866	未払消費税等	442,471
その他	636,772	未払役員報酬	17,700
貸倒引当金	△340	未払費用	882,985
		未成工事受入金	2,107,867
		賞与引当金	956,711
		完成工事補償引当金	65,600
		工事損失引当金	53,681
		その他	165,476
固 定 資 産	17,874,759	固 定 負 債	1,345,840
有形固定資産	6,139,953	長期借入金	326,298
建物・構築物	2,979,355	繰延税金負債	754,690
機械・運搬具	385,707	役員退職慰労引当金	255,509
土地	2,426,906	その他	9,342
その他	347,983		
無形固定資産	514,790	負 債 合 計	12,780,695
のれん	40,130	純 資 産 の 部	
その他	474,659	株 主 資 本	28,967,660
投資その他の資産	11,220,016	資 本 金	5,000,000
投資有価証券	10,015,848	資 本 剰 余 金	4,730,586
退職給付に係る資産	816,136	利 益 剰 余 金	19,825,965
繰延税金資産	91,356	自 己 株 式	△588,892
その他	296,675	その他の包括利益累計額	2,624,764
		その他有価証券評価差額金	2,101,046
		退職給付に係る調整累計額	523,717
		非支配株主持分	35,694
		純 資 産 合 計	31,628,118
資 産 合 計	44,408,814	負 債 純 資 産 合 計	44,408,814

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年3月21日から)
(2021年3月20日まで)

(単位：千円)

完 成 工 事 高		43,767,111
完 成 工 事 原 価		38,811,142
完 成 工 事 総 利 益		4,955,968
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,874,081
営 業 利 益		3,081,887
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	256,193	
受 取 賃 貸 料	37,190	
電 力 販 売 収 益	4,641	
そ の 他	41,338	339,364
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,439	
投 資 有 価 証 券 償 還 損	7,144	
賃 貸 費 用	23,157	
電 力 販 売 費 用	2,376	
そ の 他	1,570	51,689
経 常 利 益		3,369,562
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	69,544	69,544
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	953	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5	958
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,438,148
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,060,088	
法 人 税 等 調 整 額	92,392	1,152,481
当 期 純 利 益		2,285,667
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△2,848
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,288,515

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結株主資本等変動計算書

(2020年3月21日から
2021年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,000,000	4,730,586	17,924,674	△488,862	27,166,398
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△387,224		△387,224
親会社株主に帰属する当期純利益			2,288,515		2,288,515
自 己 株 式 の 取 得				△100,029	△100,029
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-		1,901,291	△100,029	1,801,261
当 期 末 残 高	5,000,000	4,730,586	19,825,965	△588,892	28,967,660

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	458,536	309,509	768,045	38,542	27,972,986
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△387,224
親会社株主に帰属する当期純利益					2,288,515
自 己 株 式 の 取 得					△100,029
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	1,642,510	214,208	1,856,718	△2,848	1,853,870
連結会計年度中の変動額合計	1,642,510	214,208	1,856,718	△2,848	3,655,131
当 期 末 残 高	2,101,046	523,717	2,624,764	35,694	31,628,118

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 …… 9社

連結子会社の名称 …… 大和メンテナンス㈱、㈱埼玉ヤマト、㈱ヤマト・イズミテクノス、大和ビジネスサービス㈱、箱島湧水発電PFI㈱、㈱大塚製作所、㈱テンダー、㈱サイエイヤマト、㈱ロードステーション前橋上武

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの …… 移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準および評価方法

未成工事支出金 …… 個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品 …… 最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 定率法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア …… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・施設利用権 …… 施設利用期間である20年を耐用年数とし、定額法によりその取得原価を各事業年度に配分しております。

・のれん …… 3年間にわたる均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上する方法によっております。

③ 完成工事補償引当金 …… 完成工事引渡し後に発生する無償の補修費用に充てるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上する方法によっております。

- ④ 工事損失引当金 …… 受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。
 - ⑤ 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法
 - ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
 - ② 完成工事高および完成工事原価の計上基準
完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
 - ③ 消費税等の処理方法
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,646,322千円
2. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は43,319千円であります。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 完成工事高のうち工事進行基準によったものは、27,267,270千円であります。
2. 研究開発費の総額は、144,271千円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数 普通株式 26,927,652株
2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月16日 定時株主総会	普通株式	387,224	15	2020年3月20日	2020年6月17日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年6月15日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 384,835千円
- ② 1株当たり配当額 15円
- ③ 基準日 2021年3月20日
- ④ 効力発生日 2021年6月16日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、未払事業税等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、退職給付に係る資産であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、必要に応じて銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、毎月の定例会議において工事別の債権回収状況についてその状況を役職員全員が把握しており、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券・投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び、安全運用に係る短期のもので、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。営業債務である工事未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。借入金は、営業取引に係る運転資金の調達を目的としたものであります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めておりません。(注)2.を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	7,228,125	7,228,125	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金	15,864,968	15,864,968	—
(3) 有価証券・投資有価証券 その他有価証券	10,227,250	10,227,250	—
資産計	33,320,343	33,320,343	—
(1) 工事未払金	6,190,930	6,190,930	—
(2) 未払費用	882,985	882,985	—
(3) 長期借入金	344,568	392,976	48,407
負債計	7,418,484	7,466,892	48,407

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金預金、並びに (2) 受取手形・完成工事未収入金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券・投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 工事未払金、並びに (2) 未払費用

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	447,261

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、(3) 投資有価証券には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	7,228,125	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金	15,864,968	—	—	—
有価証券・投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	474,061	1,603,323	204,000	—
合計	23,567,154	1,603,323	204,000	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
長期借入金	18,270	18,570	18,964	19,330	19,704	249,728
合計	18,270	18,570	18,964	19,330	19,704	249,728

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,231円 40銭

1株当たり当期純利益

88円 96銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社ヤマト

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福島 力 ⑩
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 俊直 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマトの2020年3月21日から2021年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2020年3月21日から2021年3月20日までの第76期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役および使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以 上

2021年5月12日

株 式 会 社 ヤ マ ト 監査役会

常勤監査役 横 堀 元 久 ⑩

監 査 役 石 田 修 ⑩

監 査 役 金 井 祐 二 ⑩

(注) 監査役石田 修および監査役金井 祐二は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(2021年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	21,956,764	流 動 負 債	9,935,459
現金預金	4,747,724	工事未払金	5,536,669
受取手形	639,611	未払費用	771,435
完成工事未収入金	13,632,616	未払法人税等	332,714
有価証券	558,353	未払消費税等	336,158
材料貯蔵品	129,939	未成工事受入金	1,955,539
未成工事支出金	1,493,501	賞与引当金	790,701
未収入金	517,630	完成工事補償引当金	62,000
その他	237,387	工事損失引当金	53,681
		その他	96,559
固 定 資 産	16,522,233	固 定 負 債	781,463
有形固定資産	5,709,476	繰延税金負債	533,522
建物・構築物	2,849,132	役員退職慰労引当金	238,598
機械・運搬具	370,272	その他	9,342
工具器具・備品	254,656		
土地	2,153,674		
建設仮勘定	81,739		
無形固定資産	172,042		
投資その他の資産	10,640,714	負債合計	10,716,923
投資有価証券	9,766,164	純資産の部	
関係会社株式	529,573	株 主 資 本	25,663,890
長期前払費用	11,316	資 本 金	5,000,000
前払年金費用	67,202	資 本 剰 余 金	4,730,586
団体生命保険金	50,566	資本準備金	4,499,820
敷金及び保証金	55,166	その他資本剰余金	230,765
会 員 権	83,130	利 益 剰 余 金	16,522,196
その他	77,594	利益準備金	469,687
		その他利益剰余金	16,052,508
		別途積立金	4,200,000
		繰越利益剰余金	11,852,508
		自 己 株 式	△588,892
		評価・換算差額等	2,098,184
		その他有価証券評価差額金	2,098,184
		純資産合計	27,762,074
資産合計	38,478,997	負債純資産合計	38,478,997

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

損 益 計 算 書

(2020年3月21日から)
(2021年3月20日まで)

(単位：千円)

完 成 工 事 高		38,176,237
完 成 工 事 原 価		34,376,847
完 成 工 事 総 利 益		3,799,389
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,472,670
営 業 利 益		2,326,719
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	254,422	
受 取 賃 貸 料	26,563	
電 力 販 売 収 益	4,641	
そ の 他	31,566	317,193
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,693	
投 資 有 価 証 券 償 還 損	7,144	
賃 貸 費 用	16,806	
電 力 販 売 費 用	2,376	
そ の 他	1,340	37,362
経 常 利 益		2,606,550
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	11,700	11,700
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	930	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5	935
税 引 前 当 期 純 利 益		2,617,315
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	754,685	
法 人 税 等 調 整 額	92,207	846,893
当 期 純 利 益		1,770,421

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

株主資本等変動計算書

(2020年3月21日から
2021年3月20日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	5,000,000	4,499,820	230,765	4,730,586	469,687	4,200,000	10,469,310	15,138,998
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△387,224	△387,224
当 期 純 利 益							1,770,421	1,770,421
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,383,197	1,383,197
当 期 末 残 高	5,000,000	4,499,820	230,765	4,730,586	469,687	4,200,000	11,852,508	16,522,196

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△488,862	24,380,722	450,274	450,274	24,830,996
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△387,224			△387,224
当 期 純 利 益		1,770,421			1,770,421
自己株式の取得	△100,029	△100,029			△100,029
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1,647,910	1,647,910	1,647,910
事業年度中の変動額合計	△100,029	1,283,168	1,647,910	1,647,910	2,931,078
当 期 末 残 高	△588,892	25,663,890	2,098,184	2,098,184	27,762,074

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式 …… 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの …… 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

未成工事支出金 …… 個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品 …… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …… 定率法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

(2) 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア …… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上する方法によっております。

(3) 完成工事補償引当金 …… 完成工事引渡し後に発生する無償の補修費用に充てるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上する方法によっております。

(4) 工事損失引当金 …… 受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法 …… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の処理方法 …… 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,280,367千円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
短期金銭債権 126,033千円 短期金銭債務 152,149千円
3. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は43,319千円であります。

(損益計算書に関する注記)

1. 完成工事高のうち工事進行基準によったものは、23,645,899千円であります。
2. 関係会社との取引高
売上高 40,397千円
仕入高 2,534,269千円
営業取引以外の取引高 86,577千円
3. 研究開発費の総額は、144,271千円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数 普通株式 1,271,972株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金、未払事業税等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,082円 10銭
1株当たり当期純利益 68円 82銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社ヤマト

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 島 力 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清 水 俊 直 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマトの2020年3月21日から2021年3月20日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月21日から2021年3月20日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

以 上

2021年5月12日

株 式 会 社 ヤ マ ト 監 査 役 会

常勤監査役 横 堀 元 久 (印)

監 査 役 石 田 修 (印)

監 査 役 金 井 祐 二 (印)

(注) 監査役石田 修および監査役金井 祐二は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第76期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は384,835,200円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月16日

第2号議案 取締役10名選任の件

現取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	あらい たかお 新井 孝雄 (1941年2月10日生)	1965年3月 当社入社 1987年6月 当社取締役上下水道建設部長 1990年3月 当社取締役外注管理部長 1993年6月 当社常務取締役生産管理部門担当 1997年3月 当社専務取締役本社営業本部長兼環境建設部・大和環境技術研究所担当 1999年3月 当社専務取締役環境エンジニアリング事業・環境建設部担当兼本社営業本部長 2000年3月 当社代表取締役副社長環境エンジニアリング事業・環境建設部担当兼本社営業本部長 2001年3月 当社代表取締役副社長環境エンジニアリング事業・環境事業部・本社営業本部・管理本部担当 2001年10月 当社代表取締役副社長営業本部長兼環境エンジニアリング事業担当 2001年12月 当社代表取締役社長 2016年6月 当社代表取締役会長 生産システム開発担当 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社埼玉ヤマト 取締役会長 箱島湧水発電PFI株式会社 代表取締役社長 大和ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長 株式会社大塚製作所 代表取締役社長	171,000株
[取締役候補者とした理由] 新井孝雄氏は、1987年に当社の取締役就任後、2001年より当社の代表取締役社長、2016年から代表取締役会長として、経営を担ってまいりました。こうした経営者の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	まちだ ゆたか 町田 豊 (1952年6月11日生)	1975年3月 当社入社 2000年3月 当社冷熱部工事二部長代理 2002年3月 当社栃木支店工事部長 2003年3月 当社栃木支店長 2005年6月 当社執行役員栃木支店長 2009年6月 当社取締役執行役員栃木支店長 2011年3月 当社取締役常務執行役員栃木支店長 2013年3月 当社取締役常務執行役員事業本部長兼 技術本部・栃木支店業務執行責任者 2013年6月 当社専務取締役事業本部長兼栃木支店 業務執行責任者 2015年6月 当社取締役副社長事業本部長兼栃木支 店業務執行責任者 2016年6月 当社代表取締役社長執行役員事業本部 長業務執行最高責任者 2019年3月 当社代表取締役社長執行役員 業務執 行最高責任者 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社埼玉ヤマト 代表取締役社長 株式会社サイエイヤマト 代表取締役社長 株式会社テンダー 代表取締役社長 株式会社ロードステーション前橋上武 代表取締役社長	79,000株
〔取締役候補者とした理由〕町田 豊氏は、2009年に当社の取締役就任後、2016年から当社の代表取締役として、経営を担ってまいりました。こうした経営者の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	よしい まこと 吉 井 誠 (1950年1月19日生)	1972年3月 当社入社 1998年3月 当社環境建設部営業統括部長 2002年3月 当社環境事業部長 2005年6月 当社取締役執行役員環境事業部長 2006年3月 当社取締役執行役員環境事業部長兼高崎支店担当 2011年3月 当社取締役常務執行役員環境事業部長兼高崎支店長 2012年3月 当社取締役常務執行役員環境事業部長兼高崎支店・東北支店業務執行責任者 2013年3月 当社取締役常務執行役員環境事業部・高崎支店・東北支店業務執行責任者 2015年3月 当社取締役常務執行役員企画営業本部長兼首都圏営業部・環境事業部・高崎支店・東北支店業務執行責任者 2016年6月 当社取締役専務執行役員企画営業本部長兼首都圏営業部・環境事業部・高崎支店・東北支店業務執行責任者 2017年3月 当社取締役専務執行役員企画営業本部長兼環境事業部・高崎支店・東北支店業務執行責任者 2019年3月 当社取締役専務執行役員事業本部長兼新規事業開発部長 2020年3月 当社取締役専務執行役員事業本部長兼購買部担当 2021年3月 当社取締役副社長執行役員事業本部長、兼購買部担当 現在に至る	28,260株
〔取締役候補者とした理由〕吉井 誠氏は、長年にわたる営業部門における豊富な実績と経験に加え、2005年から当社の取締役として、経営を担ってまいりました。こうした経営者の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	かたぬま あきら 片 沼 聡 (1961年12月9日生)	1987年2月 当社入社 2003年3月 当社冷熱部工事一部部長代理 2009年3月 当社冷熱部工事統括部長 2015年3月 当社執行役員冷熱部長 2015年6月 当社取締役執行役員冷熱部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員冷熱部長 2020年3月 当社取締役常務執行役員冷熱部担当 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社ヤマト・イズミテクノス 代表取締役社長	16,000株
〔取締役候補者とした理由〕片沼 聡氏は、長年にわたり工事部門の責任者を務め、2015年から当社の取締役として、経営を担ってまいりました。こうした経営者の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			
5	きたむら まこと 北 村 誠 (1952年1月4日生)	1975年3月 当社入社 1998年3月 当社冷熱部工事一部部長 1998年10月 当社生産技術本部統括部長 2001年10月 当社東京支店工事部理事部長 2006年3月 当社執行役員東京支店長 2011年3月 当社執行役員横浜支店長 2015年6月 当社取締役執行役員横浜支店長 2019年7月 当社取締役常務執行役員横浜支店長、 兼東京支店・千葉支店担当 現在に至る	17,000株
〔取締役候補者とした理由〕北村 誠氏は、2006年に東京支店長、2011年に横浜支店長として支店運営の責任者を務め、支店業務の拡大に努めてまいりました。2015年から当社の取締役として、経営を担ってまいりました。こうした経営者の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			
6	さいとう としあき 齋 藤 利 明 (1955年8月24日生)	1981年4月 当社入社 1998年3月 当社東京支店工事部部長 2005年3月 当社温浴事業部長 2007年3月 当社執行役員温浴事業部長 2015年6月 当社取締役執行役員温浴事業部長 現在に至る	16,000株
〔取締役候補者とした理由〕齋藤利明氏は、温浴事業部門における温浴施設の豊富な実績と経験に加え、2015年から当社の取締役として、経営を担ってまいりました。こうした経営者の実績と経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			

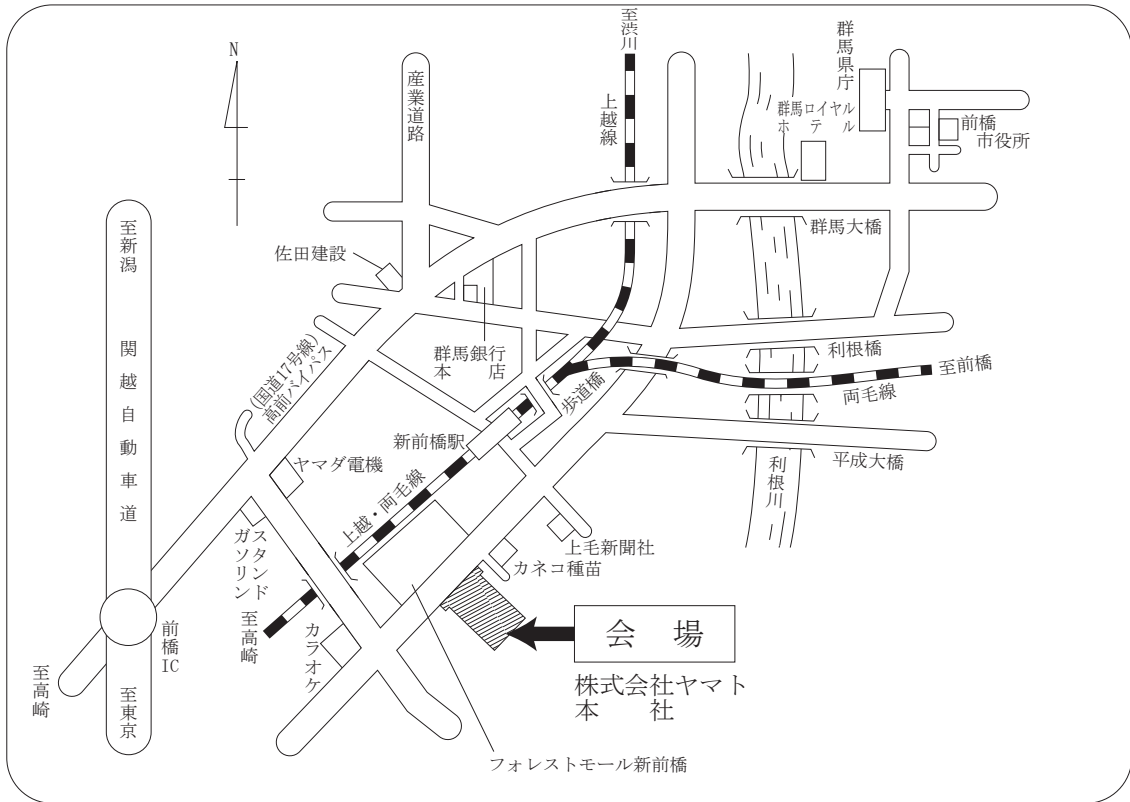
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	ふじい まさひろ 藤井政宏 (1964年3月12日生)	1987年4月 株式会社群馬銀行入行 2006年2月 同行宝泉支店支店長 2007年10月 同行営業統括部推進役 2009年8月 同行営業統括部主任推進役 2011年6月 同行高崎北支店支店長 2014年2月 同行本店営業部副部長 2016年10月 同行富岡支店支店長 2018年10月 同行事務集中部部長 2019年4月 同行人事部付部付考査役 2019年5月 当社入社・顧問 2019年6月 当社取締役執行役員管理本部長 現在に至る	3,000株
〔取締役候補者とした理由〕 藤井政宏氏は、2019年から当社の取締役として経営を担ってまいりました。長年にわたり銀行業に携わった豊富な経験と幅広い知識を有しており、グローバルで多様な視点をこれまでの経営者としての実績と経験に活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			
8	とりい ひろやす 鳥居博恭 (1969年9月20日生)	2001年5月 当社入社 2007年3月 当社ソリューション企画部部長代理 2013年3月 当社企画推進部長 2015年3月 当社執行役員企画推進部長 2019年6月 当社取締役執行役員企画推進部長 現在に至る	9,600株
〔取締役候補者とした理由〕 鳥居博恭氏は、企画推進部門における建築分野の豊富な実績と経験に加え、2019年から当社の取締役として経営を担ってまいりました。これまでの業務に関する実績と経営者としての経験を活かすことにより、取締役会の意思決定および監督機能の実効性強化が期待できることから、当社の持続的な企業価値の向上を目指すため、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	いしだ あきひろ 石田 哲博 (1950年3月29日生)	1973年4月 群馬県庁入庁 2008年4月 同庁企画部長 2009年4月 株式会社エフエム群馬入社 2009年6月 同社専務取締役 2010年6月 同社代表取締役社長 2018年6月 同社取締役会長 現在に至る 2015年6月 当社社外取締役 現在に至る	11,000株
	<p>〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕 石田哲博氏は、2015年から当社の社外取締役として業務を担ってまいりました。長年にわたる行政機関での見識とマスメディアの取締役としての豊富な経験から、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言をいただいております。今後も、当社の持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。</p> <p>〔独立性に関する事項〕 石田哲博氏は、株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員要件および当社の「社外役員（取締役・監査役）の独立性判断基準」を満たしております。また、当社と株式会社エフエム群馬との間には、相互に出資の関係はなく、期中において（仮称）エフエム群馬新社屋新築工事請負契約やラジオ広告等の取引がありますが、他の当社と関係を有しない取引先と同様な取引条件により取引を行っており、同社および石田哲博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>		
10	こうもと えいいち 河本 榮一 (1942年7月26日生)	1965年4月 株式会社大林組入社 1967年6月 河本工業株式会社取締役 1968年11月 同社代表取締役社長 現在に至る 2019年6月 当社社外取締役 現在に至る	1,000株
	<p>〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割〕 河本榮一氏は、2019年から当社の社外取締役として業務を担ってまいりました。現在、企業の代表取締役社長を務め、経営者として建設分野の豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後も、当社の業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言や意見が期待されることから、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。</p> <p>〔独立性に関する事項〕 河本榮一氏は、株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員要件および当社の「社外役員（取締役・監査役）の独立性判断基準」を満たしております。また、当社と河本工業株式会社は、業務及び資本提携契約を締結しております。期中において空調衛生設備工事請負契約の取引がありますが、他の当社と関係を有しない取引先と同様な取引条件により取引を行っており、同社および河本榮一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p>		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 石田哲博氏および河本榮一氏は社外取締役候補者であります。なお、石田哲博氏および河本榮一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出をする予定であります。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
石田哲博氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年となります。
河本榮一氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 石田哲博氏および河本榮一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
5. 石田哲博氏および河本榮一氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
6. 石田哲博氏および河本榮一氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
7. 石田哲博氏および河本榮一氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
8. 当社は、会社役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場 群馬県前橋市古市町118番地
 当社 本社2階 会議室
 TEL 027-290-1800(代)

交通機関 JR 東日本 新前橋駅より 徒歩約5分
 関越自動車道 前橋ICより 車で約5分